

佐賀県豊かな山を未来へつなぐ条例の概要

目的

- 山の保全に関する基本理念を定め、県、土地所有者等、事業者及び県民の責務又は役割を明らかにすることにより、その保全に関する施策を総合的に推進する
- 山が有する水源涵養をはじめとする多面的機能の維持増進を図り、もって山を守り育て、次の世代に引き継いでいく

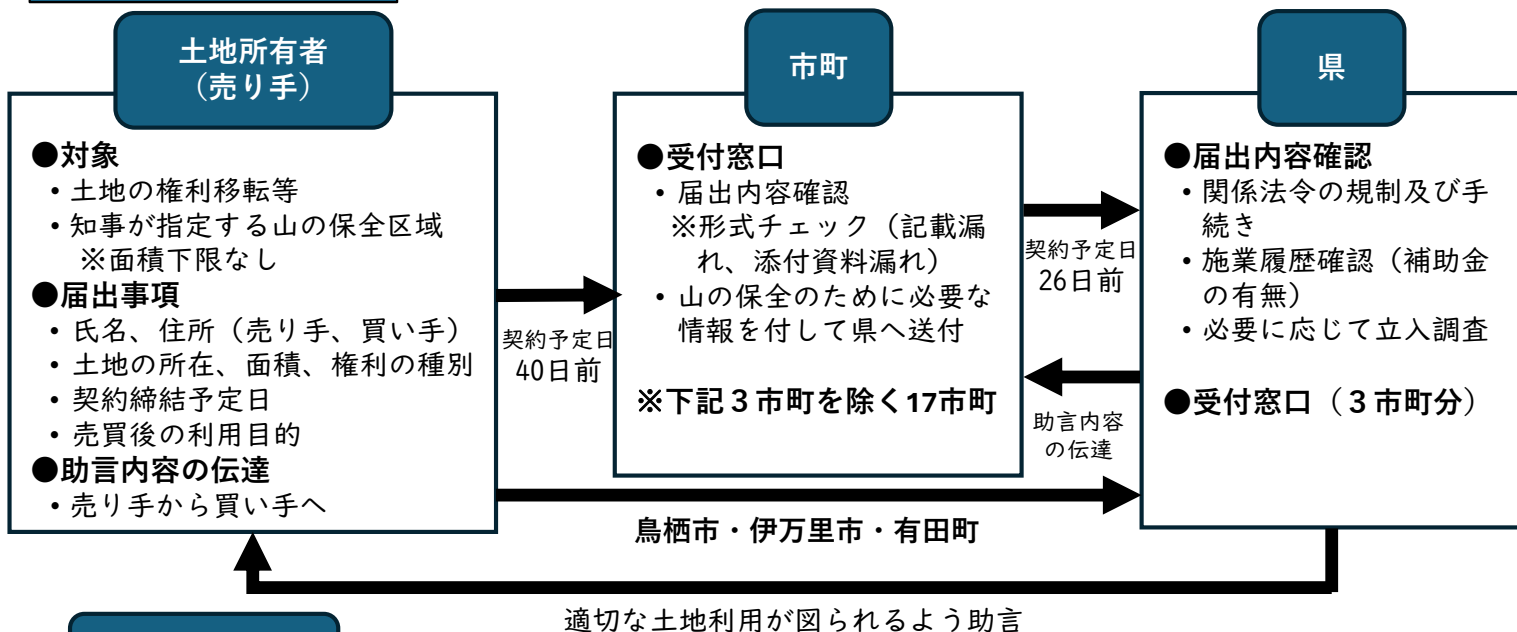
基本理念

- 山の保全は、県民が将来にわたって山からの恩恵を享受し、豊かな生活を営み、並びに伝統的な産業及び文化並びに自然環境を継承することができるよう社会全体の取組として推進されなければならない
- 山の保全は、山で暮らす人のみならず、全ての県民が山が有する多面的機能並びに森・川・海のつながり及びそれらと人との関わりを認識し、県、市町、土地所有者等、事業者及び県民の適切な役割分担及び協働による積極的な取組により推進されなければならない

責務等

- 【 県 】
- 山の現状の把握に努め、市町、土地所有者等、事業者、県民等と連携し、山の保全に関する施策を総合的に策定する
 - 森、川、海をつなぐ意識した環境保全活動に関する取組等の情報発信を行うとともに、県内外の地方公共団体その他関係者と連携しながら、山の保全に関する取組を促進する
 - 市町が行う山の保全に関する施策に協力するよう努める
 - 市町に対し県が実施する山の保全に関する施策に係る情報の提供その他必要な協力を要請する
- 【土地所有者】
- 山が有する多面的機能を深く認識し、山の保全のため適正に土地を利用する
 - 県及び市町が実施する山の保全に関する施策に協力するよう努める
- 【事業者】
- 事業活動を行うに当たって、山の保全について十分配慮する
 - 県及び市町が実施する山の保全に関する施策に協力するよう努める
- 【県民】
- 森、川、海をつなぐ意識及びそれらと人との関わりを認識する
 - 県及び市町が実施する山の保全に関する施策に協力するよう努める

対象区域・規制等



罰則等

- 勧告
 - 届出義務違反、虚偽報告、立入拒否等
- 罰則
 - 過料5万円 (届出義務違反、虚偽報告、立入拒否等)
- 公表
 - 勧告に従わなかったとき

施行期日

令和8年4月1日 (届出制度は令和8年10月1日)